

議案番号	件名	要旨
議 第 118 号 文化振興課	小泉八雲旧居の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>小泉八雲旧居の利用者に、適正かつ応分の負担を求め、観覧料基準額を改定するもの。また、効率的な運営のため、開館時間を改定するもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>料金改定案件 ・ 市民割引の導入施設</p> </div>

備考				
改正内容				
(1) 小泉八雲旧居の観覧料基準額を次のとおり増額するもの。				
区分		単位	改正後	改正前
大人		1人につき	400円	310円
小人		〃	200円	150円
団体	大人	〃	320円	240円
	小人	〃	160円	120円
(2) 観覧料の5割を限度として割引を行うことを規定するもの。				
(3) 小泉八雲旧居の開館時間を次のとおり変更するもの。				
区分		改正後	改正前	
4月1日から9月30日まで		午前9時から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時30分まで	
10月1日から翌年3月31日まで		午前9時から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで	
(4) その他文言整理を行うもの。				
施行期日				
令和7年4月1日				